

平成16年11月定例会会議録

1 日時

平成16年11月18日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後2時50分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子
委員長職務代理者 砂田 清子
委員 高木 恒雄
委員 村瀬 光一
教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 安達 美代子
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
財務課長 近藤 恒
学務課長 小湊 裕一
指導課長 杉川 正
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫
青少年センター所長 興津 功
飛ノ台史跡公園博物館長 山田 清
総合教育センター副所長 松本 哲也
施設課長補佐 下田 稔

5 議案等

議案第38号 船橋市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の制定について

議案第39号 平成17年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について

議案第40号 船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例について

議案第41号 船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例について

報告事項 1 平成15・16年度少年少女交歓大会実行委員会の会計処理に係る事故について

2 通学指定校変更の取扱いに関する基準の一部改正について

3 区域外就学の取扱いに関する基準の一部改正について

4 メディアリテラシー講座について

5 第50回船橋市合唱祭記念「クロスロード・シンガーズ演奏会」について

6 船橋市民マラソン大会実施報告について

6 議事の内容

開 会 宣 告 午後2時

【委 員 長】

ただいまから教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

それでは、10月15日に開催いたしました教育委員会会議臨時会及び10月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第40号「船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例について」、議案第41号「船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例について」及び報告事項(1)「平成15・16年度少年少女交歓大会実行委員会の会計処理に係る事故について」は、市長に対する意見の申し出に係る事項及び個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第40号、議案第41号及び報告事項(1)は、非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第38号「船橋市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の制定について」総務課、説明願います。

【総 務 課 長】

議案第38号についてご説明をさせていただきます。

この規則の制定の理由でございますけれども、市民などから提出される文書、申請書や届出書のあて先欄の敬称について「様」から「あて」に見直しを図りまして、さらにわかりやすい文書づくりに努める必要がありますことから、この規則を提案するものでございます。

見直しの具体的な内容でございますけれども、お手元の規則一覧表にありますように、教育委員会所管の申請書あるいは届出書が47件ございまして、これが様式化されております。この届出書あるいは申請書を「様」から「あて」に変えることになるわけでございます。

本来ですと、ここに掲げた規則一つずつを改正すべきところでございますけれども、今、お諮りしている規則を制定しまして、全体の見直しを図るものでございます。

なお、それぞれの規則については、当該規則を改正する必要があるときに、様式につきましてもあわせて改正してまいります。

経過措置といたしましては、現在残っている申請書が多数ございますので、それらの申請書等につきましては、当該箇所に取り消し線を引くなどして処理を行った上で使用してまいります。

以上でございます。

【委 員 長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員長】

それでは、採決いたします。

議案第38号「船橋市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の制定について」ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第38号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号「平成17年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター副所長】

議案第39号「平成17年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」ご説明いたします。

船橋市立養護学校管理規則第22条、これは募集要項等に関する事で、「高等部に入学する生徒の募集及び入学者の選抜の方法等について必要な事項は教育委員会が別に定める」という規定でございまして、船橋市立船橋養護学校高等部に入学する生徒の募集並びに入学者の選抜の方法等について定める必要がございます。

お手元に要項をお配りしてございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

募集定員若干名と書いてありますけれども、これは毎年どのぐらいの人数の方が入学なさっているのでしょうか。

【総合教育センター副所長】

3年間さかのぼりますと、平成14年度、出願者が34名、合格者が33名、入学者が33名、1名が辞退をしております。

15年度、出願者が24名、合格者が24名、入学者が24名です。

16年度は出願者が31名、合格者が31名、入学者が30名、1名が辞退しております。

す。

以上でございます。

【委員】

市立養護学校の1学年の許容人数というのは、どのくらいでございますか。

【総合教育センター副所長】

40名でございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【委員】

分かりました。

【委員長】

それでは、採決いたします。

議案第39号「平成17年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第39号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号「船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例について」青少年センター、説明願います。

議案第40号「船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例について」、青少年センター所長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第41号「船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例について」飛ノ台史跡公園博物館、説明願います。

議案第41号「船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例について」、飛ノ台史跡公園博物館長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告（1）から（6）につきまして、総務課、説明願います。

【総務課長】

各課からの報告事項につきましては、お手元に資料を用意してございます。（1）から（4）の報告事項は、担当課から報告をさせていただきます。（5）及び（6）につきましては、資料のとおりでございますので、報告を省略させていただきます。報告の後、質問等がございましたら後ほどお受けしたいと思います。

以上です。

【委員長】

それでは（1）の「平成15・16年度少年少女交歓大会実行委員会の会計処理に係る事故について」報告願いますので、関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外、退場）

「平成15・16年度少年少女交歓大会実行委員会の会計処理に係る事故について」、生涯学習部長より説明された。

【委員長】

それでは、職員を入場させてください。

（職員入場）

【委員長】

それでは、続きまして、（2）の「通学指定校変更の取扱いに関する基準の一部改正について」及び（3）の「区域外就学の取扱いに関する基準の一部改正について」学務課、続けてご報告願います。

【学務課長】

それでは、報告事項の（2）と（3）を一括して説明させていただきます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

いずれも平成17年度からの3学期制から2期制への移行のために規定の整備を図るために実施するものでございます。

上段の通学指定校変更の取扱いに関する基準では、「3学期」を「後期」といたしました。また、下の区域外就学の取扱いに関する基準も同様でございます。

なお、一部不要な文章は削除し、記入欄を適切なところに見直し、改善するなどしてございますが、中心になるのは2期制の件でございます。

また、裏面の申請書でございますが、これにつきましても先ほどお話がございましたが、市全体で実施しておりますあて名の「様」から「あて」への改めるものでございます。

以上、報告終了いたします。

【委員長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、「メディアリテラシー講座について」社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

メディアリテラシーの講座につきましては、資料はございません。メディアリテラシーという意味でございますけれども、メディアが送り出す情報を批判的に読み解く力ということでございまして、ことしの6月議会で、議員から情報化社会の中でメディアリテラシーを身につけることが必要ではないのかというご質問をいただいたところでございます。

11月9日と16日の2日間、25名の方を対象といたしまして、千葉大学の助教授藤川大祐さんを講師にお招きいたしまして講座を開催したところでございます。

講座を終了しまして感じたことは、2回ほどしまして、1時間半でございましたけれども、時間が短く感じるほど参加者の意気込みが強く、参加者からは、2回の講義では物足りないというような様子で、今後も続けていただきたい等の声をいただいたところでございます。

したがいまして、社会教育課としましても機会をとらえまして、今後とも開催していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

参加者をどのように募集したのですか。

【社会教育課長】

市の広報、ホームページ、ミニコミ誌等で募集をいたしました。参加していただいたのは25名ということで、平均年齢が63歳でございました。

【委員】

女性の方の参加が多かったのですか。

【社会教育課長】

男性が17名、女性が8名でございます。

【委員】

2回連続の講座だったのですね。

【社会教育課長】

はい、9日と16日の2週間にわたりまして、同じ人が2回受けました。

【委員】

メディアリテラシーというのは、最近、ある団体のところでは取り上げられて、意見交換をしたりしているところがありますけれども、まだ一般的には、「メディアリテラシーって何？」というようなレベルだと思います。今回、それだけたくさんの方が参加なさったということは画期的なことだと思います。

【委員長】

他に何かご意見ありますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

よろしければ、報告事項（5）及び（6）につきまして、何かご意見、ご質問等ござい

ますでしょうか。

【委員】

(5)、(6)がないようでしたら、11月11日、12日に市町村教育委員会研究協議会がございましたので、そのご報告をしたいと思います。

【委員長】

それでは、委員、お願いいたします。

【委員】

ご報告の前に、音楽の指導について検討をお願いしたいことがありますので、お話しいたします。

市内のピアノの先生から、最近の音楽の教科書にはなぜ童謡が少ないのか、童謡には言葉の正しい遣い方や日本の歴史・文化が含まれていて、童謡を教えることによって子どもたちの感性を豊かにすることができるのですよ、と言われました。何とか船橋市だけでも、最低4年生ぐらいまでは童謡を教えていくような広め方ができないでしょうかというご相談があったわけです。

私も、子どもの頃は童謡をたくさん習いましたし、童謡の中で教えられるものもありましたので、もし可能な点があればぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、11月11日、12日に仙台で市町村教育委員会研究協議会がございましたので、概要をご説明申し上げます。

まず、開会のあいさつの後、文科省の方から行政説明がございまして、当面する文教行政上の諸問題についての説明がございました。その内容のほとんどが、90%以上が義務教育費国庫負担制度を堅持するために最大限の努力を図っているので、皆さんのご支援をお願いしますということでございました。負担金が一般財源化されたら40都道府県で財源不足となり、7都道府県だけ増率になって義務教育の機会の不均等となると同時に、児童に関する財源を減らし、高齢者関連にウエートシフトされる可能性があるので、ぜひご支援をお願いしたいということでございます。

説明内容は、もう既に新聞やテレビ等で報道されていることが大部分で、特別目新しいことはございませんでした。

その後、基調講演がございまして、市町村教育委員会のあり方についてということで、筑波大学の堀和郎教授が文科省の委託を受けて実施した調査結果について講演がございました。ほとんどデータの講演で、データを見る限りでは教育委員会は活性化しているようですけれども、今後詳しく検証していった文科省へ報告するとのことでした。

次の日に分科会がございまして、私どもは学校の評価、公開、参画についての分科会に

参加させていただきました。そこには品川区の教育長さん、三重県津市の教育長さん、それから宮城県富谷町の教育長さんがパネリストとして出席されておりました。

品川区は学校選択制度を導入していきまして、かなり改革をしているのです。しかし、教育改革については、制度仕組みを変えることが決して改革ではないということでした。品川区では、今、小中一貫教育に取り組んでいるが、いかに年齢主義から習熟度主義に変えられるかが重要であるとおっしゃっていました。品川区は、学校選択制度になって4年目ですが、校長、教員の意識がかなり大きく変わってきたということでした。学校が選ばれるところだという意識が強くなり、子供たちへの指導の成果を一生懸命考え出そうとする努力が見られるようになったということでございます。そこで、校長先生がすぐ異動したらどうするのだろうと考えたのですけれども、品川区では、校長先生は少なくとも5年から8年ぐらいいてもらおうそうで、その間に一生懸命子どもたちが自分の学校に来てもらうようなことを考えて学校経営に取り組むということです。しかし、4年間やってみただけでも私立志向は変わらず、公立入学者が増えるということはないそうです。増えないんだけど、教員たちの考え方・意識は大きく変わってきたということでございます。

津市の教育長さんも富谷町の教育長さんも国の指定を受けて地域運営学校、学校評価制度というのをやっております。いろいろな事例発表がございましたけれど、どの自治体も教育長の強力なリーダーシップのもとで教育改革を進めている印象を持ちました。特にテーマとなっていた学校の外部評価を積極的に行い、それを分析し、さらに公表することでどんどん改革が進んでいくように感じました。

大変簡単で申しわけございませんが、報告にかえさせていただきます。資料は事務局にございますので、後で見ていただきたいと思います。ありがとうございました。

【委員 長】

どうもありがとうございます。

ただいまいろいろな報告がありましたけれども、学校選択制、小中一貫校、それから教育評価、学校の外部評価について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

船橋市の外部評価に対する取り組みというのは、どのくらいのレベルにまで進んでいるのですか。

【教育 次 長】

外部評価だけではなく、評議員制と外部評価は切っても切り離せない関係です。そこで、今、ワーキンググループを立ち上げまして、外部評価や評議員制、また、小中連携の中での教科担任制について、会議を持ち始めたところです。

この評議員制と外部評価につきましては、できるだけ3月までに目安をつけまして、来

年度からモデル校をつくって動き出そうと考えています。船橋市の特徴として、1つの課だけでやるのではなく、課や部を超えて、そのワーキンググループに入ってもらっています。そして、行政出身の方と教員籍の人の意見を互いに出し合い、より良い方向性を定めようとしています。来週ぐらいには教育長にも詳しい説明をする予定になっておりまして、はっきりしましたらまた教育委員さんにも報告したいと考えております。

また、決める前には教育委員さんからも、ご意見をいただこうと考えておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員 長】

ありがとうございました。

ほかに何か、この点に関してご意見等がございますか。

【委員】

今、「課を超えて」とおっしゃいましたが、そこがキーワードだと思います。教育委員会が一体となって、船橋の子供たちを本当に下支えして良い方向に導くというところで、課を超えて力を結集するという連携がこれから本当に求められると思いますので、頑張っていたきたいと思ひます。我々も、実質的な良いサジェスチョンができるように努力をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

続けて、視察の件でよろしいでしょうか。

これは市内ですけれども、先日、三咲小学校で公開研究発表会がありました。学校図書館活用ということで研究発表があつて、お昼から全体会まで行ってまいりました。駆け足でしたけれども、ずっと教室を見て、その後全体会という流れで見てきたのですけれども、北図書館というすばらしいバックグラウンドがあつて、三咲小はとてもラッキーな立地条件だと思うのですけれども、すばらしい授業でした。

特徴は、地域の保護者またはその読み聞かせをするボランティアの方々に全面的にご協力をいただいて、その当日もすべての教室に外部のボランティアまたは保護者の方々が、読み聞かせであつたり紙芝居であつたり、または寸劇のようなものをするところもありましたけれども、外部の人が入っているという形で授業が展開されていて、それも素人の保護者が入るといふレベルではなくて、その方々ももうかなり訓練をされている方々で、本当に授業を活性化しながら進めているという様子が見られて、大変良い授業風景を見ました。

北図書館との連携が非常にうまくいっているということで、図書館からの本の借り出しも他の学校よりはかなり多いし、自校の図書館も2つの部屋をつなげて大きな図書室にして、図書事務員さんがいらっしゃるといふのがまた活性化するよい条件だと思いますけれども、常時配置になっていて、子供たちが毎日のように図書室を活用しているという状況です。簡易なものでしたがコピー機が3台、これは寄贈だということで設置されていたの

ですが、このコピー機がフル稼働で、子供たちは授業をしていて何かわからないことがあるとすぐ図書室に行ってコピーをとって、次の授業で調べたことをコピーや何かを持ち寄って参考にするというように、本当に頻繁に図書室で、資料を見る、調べる、検索する、コピーをとる、授業に反映させるということができているというようなことがよく見えて、他の学校のとてもいい参考になる研究、中間発表でございました。

別のことでお話ししたいのですが、少し前に、船橋の特殊教育の先生方が非常によくやってくださって感心したということ、他市の関係者から伺ったという話をこの会議で申し上げたことがあります。けれども時間を経てきた段階で、現場の先生方が非常なご苦勞をしていらっしゃる現状も見えてきているということです。私たちは、私も含めてその現状を視察に行ったり見学に行ったりしていないのですけれども、船橋市は特別支援教育の研究指定を受けていますので、他市の関係者はたくさん来ているようです。そして、なかなか大変な事例を我々より他市の方々が垣間見ているという事例を、私はつい2週間ほど前にお聞きしたのです。私の感じといたしましては、そういう研究を引き受けて現場の先生方が一生懸命やってくくださるということは、先生方のためにもなるし、推進していただきたいと思うのと同時に、やはりその現場で何が起こっていて、現場の先生方がどういう現状であるかということ、を教育委員会としてきめ細かく見て、サポートできるところは十分サポートしていただきたいということを申し上げたいのです。

【学校教育部長】

船橋市では特定の学校だけではなく、市内全体の小学校や中学校で、特別支援教育のあり方について日常実践等も兼ねながら、どういうふうにそういう子供たちを支援していくのかということで、日常の中でいろいろな研究等もやっているのです。

例えば、船橋市特殊教育研究連盟や船橋市特殊学級設置校校長会等の組織がありますし、所管としては教育委員会、特に総合教育センターが主に担当しております。そのような組織や総合教育センターと学校との連携で、今、委員がおっしゃったような状況把握や今後の対策等について取り組んでおります。また、今年度は中学校も含めて取り組んでいるところです。今後、国の方針では、17年度からは全国どこの市町村、自治体においてもこの特別支援教育というものを進めるという方針で来ておりますので、幸い船橋は、今、そのモデル事業が一つの基盤になっておりますので、そういうノウハウを生かしながらやっていこうと考えております。

以上です。

【教育次長】

今、学校教育部長が言ったとおりですけれども、委員のご質問は、以前、前教育長が皆さんにご説明させていただいた件だと思います。特別支援教育については、千葉県で船橋がモデル地区になって今やっているわけです。委員が「いかに支援を」とおっしゃって

ただいていますが、教育委員会からの支援としては人的支援として、校長もかつては障害児教育に携わった指導者であるし、教頭も県の特殊教育センターからお願いしました。特殊教育そのものの知識を持っている人であるということで、人的支援はある程度整えまして、と同時に、臨時職員の配置も考慮しながら研究を進めてもらっております。

【委員】

そのことはよくわかっているのですが、実際に教室でそのことを実践している現場の先生方の、実際の本場の現況をよく理解することが、私たち教育委員会の役目でもあると思います。制度として、国の流れの中でそのことを進めていかなければならなくて、引き受けてやっているわけですけれども、本当に注意深く見ないと実際の現場の先生方のご苦勞というのは見えてこないのではないかというような事例を幾つかお聞きしておりますので、きめ細かく見て、サポートできるところはサポートするという体制を、ぜひそういう視点で進めていただきたいという希望を持っております。

【学校教育部長】

努力してまいります。

【委員】

よろしく願いいたします。

【委員長】

この関連で、ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

【委員】

別なことで質問があるのですが。

公民館のことについてお聞きします。基幹公民館と、そうでない公民館との差というか、公民館の中でかなり特徴的な事業をしている公民館もありますし、学校との連携をかなり進めているところもありますし、やっていないところもあるということなので、各公民館活動というのは、各公民館独自の館長サイドで行うのか、それとも基幹公民館との関連があるのか、教育委員会からも何か指導みたいなものがあるのか、その辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

【社会教育課長】

基幹公民館が5館ございまして、20館が地区館でございます。原則として25館の公民館が独立しておりまして、それぞれの館長がその館の講座を主催して開いております。開いたところで、人的な応援その他を求める場合に、基幹の館長に応援をしていただく

いうことでございます。

予算面も基幹公民館が予算要求をして、地区館に振り分けるというシステムになっております。

【委員】

そうしますと、公民館の運営委員会がございますね。これは各公民館それぞれにあるわけですか。

【社会教育課長】

基幹館でございます。

【委員】

基幹館だけですか。

【社会教育課長】

はい。

【委員】

そうすると、独立したほかの20の公民館には運営委員会のようなものはないのですか。

【社会教育課長】

はい。5館から6館の地区館を包括する基幹館がございます。そこに公民館運営審議会を置いておまして、委員の方々にご審議をさせていただいております。

【委員】

わかりました。活躍を見守っていきたいと思います。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし

【委員長】

これで教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 午後2時50分